

伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金 申請等の手引き

伊予市総務部総務課

【趣旨】

伊予市制 20 周年記念事業において得られた成果を次代へ引き継ぐことを目的として、市民団体が実施する「伊予市制 20 周年記念レガシー事業」に対して、活動に要する費用の一部を補助します。

【対象団体】

市内に居住する人、市内に勤務する人、市内に通学する人、市内で事業を営む人及び市内で活動する人で構成される団体で、次のいずれにも該当すること。

- 活動の拠点が市内にあることまたはその活動が主に市内で行われていること
- 定款、規約、会則等を有していること
- 継続的な活動が期待できる団体であること
- 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと
- 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと

【対象事業】

次のいずれにも該当する事業とし、1 団体につき 1 年度当たり 1 事業に限るものとします。

- 次のアからオまでに掲げる事業のいずれかに該当すること
 - ア. 地産地消を推進する事業
 - イ. 地域資源を活用した地域おこし事業
 - ウ. スポーツを通じた健康増進事業
 - エ. 郷土の偉人顕彰事業
 - オ. 子どもを対象とした職業体験または文化芸術体験事業
- 広く参加者を募り、開かれた事業であること
- 地域の人材及び資源を活用する事業であること
- 事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること

上記にかかわらず次の各号に該当する事業は補助対象外となります。

- 単なる集客イベントに類するもの
- 国または地方公共団体からの補助金等の交付を受けている事業
- 構成員の親睦または趣味の活動を目的とする事業

【補助対象経費】

補助対象経費	補助率	補助金の額
(1) 報償費 外部講師及び有識者への謝金 (2) 旅費 外部講師及び有識者の交通費 (3) 需用費 ・消耗品費、燃料費、印刷製本費 ・地産地消や食材の栄養価の普及啓発を目的とする事業等における食材費 (4) 役務費 通信運搬費、広告料、手数料、保険料 (5) 使用料及び賃借料 会場や施設の使用料、機械・備品の賃借料、車両借上料 (6) 食糧費 ・外部講師の弁当代 ・ボランティアの飲料水に係る経費 (7) 原材料費 物品生産のための原料、工事工作等のための材料 (8) 備品購入費 補助事業に継続して使用するものに関する備品購入費（1点当たりの単価が2万円を超えないものに限る。） (9) その他市長が必要と認める経費	5分の4	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額 （1,000円未満の端数切捨て）

注) 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の運営に充てられる経費
- (2) 飲食を目的とする会合等の経費
- (3) スタッフの移動等に係る経費
- (4) スタッフ、ボランティア等への謝礼等に係る経費
- (5) 備品等の修繕に係る経費
- (6) 他団体に対する助成及び補助経費
- (7) 個人の利益となるものに要する経費（イベント参加者への景品等）
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

【申請方法】

伊予市制 20 周年記念レガシー事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて下記へ提出してください。電子メールでの提出も可能です。

○提出先 伊予市総務部総務課

（TEL089-909-6380、Eメール soumu@city.iyo.lg.jp）

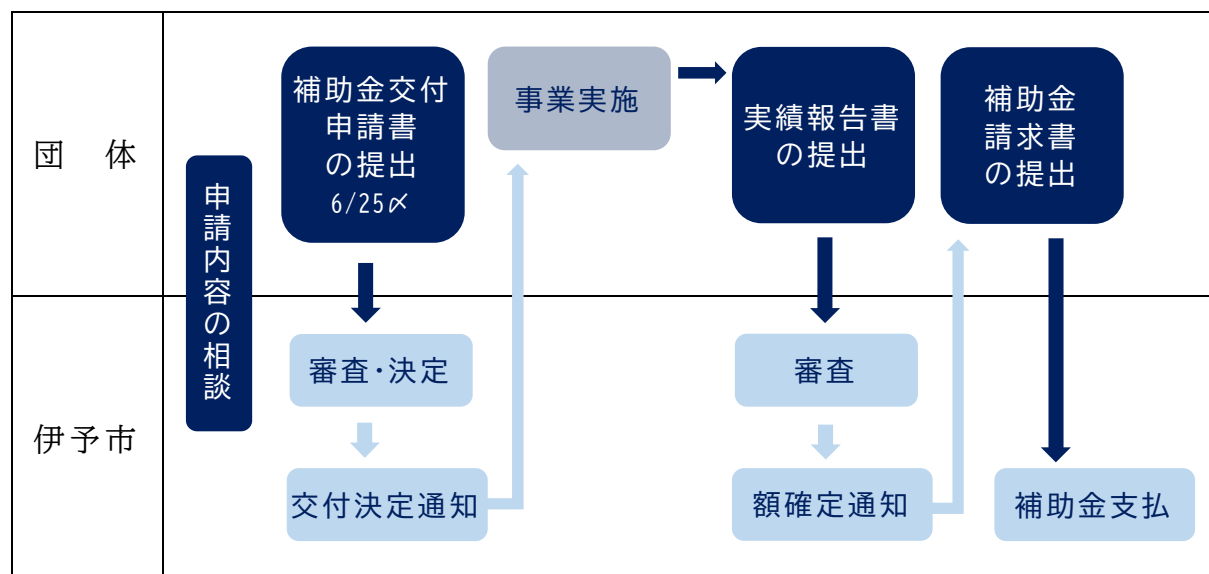
【申請期限】

令和 8 年 6 月 25 日(木)必着

【交付決定】

申請受付終了後、伊予市制 20 周年記念レガシー事業審査委員会において申請書による審査を行い、交付対象団体を決定します。

【手続きの流れ】



【問い合わせ】

伊予市総務部総務課

TEL 089-909-6380（直通）E-mail soumu@city.iyo.lg.jp

【必要な書類】

	書類の名称	備考
補助金 申請	補助金交付申請書（様式第1号）	6月25日(木)必着
	団体概要書（様式第1号別紙1）	
	事業計画書（様式第1号別紙2）	
	収支予算書（様式第1号別紙3）	
	定款、規約、会則等	
	会員名簿	
内容 変更	変更承認申請書（様式第3号）	変更内容に関連する資料を添付
実績 報告	実績報告書（様式第6号）	事業の完了日から起算して30日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出
	事業報告書（様式第6号別紙1）	事業内容の分かる写真や関連資料を添付
	収支決算書（様式第6号別紙2）	
補助金 請求	補助金清算払請求書(様式第8号)	実績報告書を提出し、市から補助金額確定通知書が届き次第提出
	補助金概算払請求書(様式第9号)	補助金の概算払いを希望する場合は、事前にご相談ください